

振動特定施設の一覧（振動規制法）

1	金属加工機械	
	イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ	機械プレス
	ハ	せん断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。）
	ニ	鍛造機
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5 k W以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	